

第 115 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

1 開催日時

令和 8 年 3 月 13 日（金） 14 時 00 分から 14 時 55 分まで

2 開催場所

盛岡市内丸 16 番 1 号 岩手県水産会館 5 階 大会議室

3 出席者

【委員 10 名 敬称略・五十音順】

石 川 奈 緒（リモート）

伊 藤 絹 子

大河原 正 文

大 西 尚 樹（リモート）

久保田 多余子（リモート）

齊 藤 貢（会長）

櫻 井 麗 賀

鈴 木 まほろ

永 幡 幸 司

平 井 勇 介（リモート）

【専門調査員 1 名 敬称略】

高 橋 雅 雄（リモート）

【事務局】

環境担当技監兼環境保全課総括課長 加藤 研史

環境保全課主幹兼環境影響評価・土地利用担当課長 竹 原 明

その他関係職員

【事業者】

久慈山形風力発電合同会社

4 議事

（冒頭、事務局から、委員 15 名中、会場参集 5 名・リモート 4 名の計 9 名が出席しており、半数以上の出席により、会議が成立していることを報告し、議事に入りました。また、会議途中で委員 1 名が追加で出席しました。）

(1) (仮称) 久慈山形ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書について

[齊藤会長]

それでは、議事の1「(仮称) 久慈山形ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」の審議に入ります。初めに、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況等を説明しました。)

[齊藤会長]

ありがとうございます、それでは審議に入ります。事前質問への回答について、希少種の生息場所の特定につながる質問等以外について、改めてお気づきの点がございましたらお願いいたします。なお、事業者の方は、発言する際に所属・氏名を述べてから発言いただくようお願いいたします。また事務局からも事前にお話がありましており、リモートで参加されている委員の方にしっかりと声が届くよう、マイクを使ってゆっくりと話すようにしてください。よろしく申し上げます。

それでは委員の方、質問ございますか。

[永幡委員]

資料No.1-3 のNo.9の回答に関しては、まあこれでいいかなと思いますけれども、風車の出力は6メガ級をメインで考えていますか、それとも4.3メガなどもう少し小さいものをメインで考えていますか。

[事業者]

久慈山形風力発電合同会社、wpd ジャパン株式会社の山本と申します。

風車の機種に関しましては、最大6メガワットというクラスということで考えておりますけれども、まだ現段階では決まっておらず、4メガワット基も小さい機種としては十分にあり得ると考えております。これから様々な評価をした上で、例えば輸送の問題で詳細な調査をしたときに、大きい6メガクラスのものがどうしても久慈港から運んでくるのが難しいというような評価になった場合には、もっと小さい機種4メガワット基とかを採用するというのも十分可能性として考えております。したがって、まだ現段階では6メガワット基を積極的に採用するという具体的な判断までには至っていないというのが現状です。

[永幡委員]

ありがとうございます。今、運ぶことだけを考えて6メガワットか4メガワットかという議論しているようですが、それだけではなくて、騒音のことも十分に考えていただきたく、大型化することによって何が起こるかというのは全然分かっていないのです。それは環境省自体が認めている話です。ですから、少なくとも従来までの離隔が取れているのだから大丈夫であろうということは、全く有り得ないわけで、何が起こるか分からないという前提で考える必要があります。それを考えたときに、まさかこういうところでいきなり現地検査、モルモットにするわけにはいかないわけですから、やはりどうしても近くに建てなければいけないのであれば、小さいものを選ぶということは考える必要があると思いますし、さらに4.3メガ級のものであっても、1キロメートルより近いところにあつたら、住民から

苦情が出ているケースというのは、結構世の中にあります。そのため、健康被害が出るかという問題も一方で大事ですけれども、やはり住民から苦情が出るというのは問題で、特にどこかの事例で、結局騒音の問題が出たので二重窓にしましたという解決策でとりあえず住民と折り合ったというケースがあるようですけれども、窓を開けて暮らせなくなるというのはかなり深刻な問題です。かなり人権問題です。そのため、やはり最初からそうならないように十分な距離を離す必要があると思いますし、一番怖いのは、結局のところ誰が騒音感受性が高いのかというのは分からない。何か分かるようなものがあるのであれば、事前に調査などをして、この辺の地域であったら大丈夫ですという手もあり得るのでしょうけれども、風車が回ってみて初めて、私は実は敏感だったんだと気づくケースが結構多いので、それから対策を立てるというのでは、現状だと二重窓にするぐらいしかないわけです。そうしてしまうと、結局住民に対して犠牲を強いることになってしまうので、それは絶対起こらないような予防原則に従った計画を立ててください。以上です。

[齊藤会長]

その他、御質問ありませんでしょうか。事前質問の中では想定区域に関する質問がかなり出ていたかと思えますけれども、この後前田委員から補足の意見があるのですが、想定区域についてはそこで議論していきたいと思っております。それ以外のところで事前質問等あるいは新たな質問がございましたらお願いいたします。

[永幡委員]

人と自然との触れ合いの活動の場についてですけれども、この辺の土地勘が全くないので教えていただきたいのですが、配慮書の中では5キロメートルぐらい離れたところに、そういう場所があるということが書かれているのですけれども、この想定区域自体については、ピクニックに使ったり、登山を楽しむ人がいたりとか、そういうのは全く考えなくて大丈夫な場所でしょうか。あるいはバードウォッチングを楽しみにしている人が来るとかそういうことがない場所という認識で正しいですか。

[事業者]

久慈山形風力発電合同会社の大崎と申します。回答いたします。

御質問ですが、想定エリアの中に風車設置予定範囲と輸送路も含めて広い範囲を設定しておりまして、まず風車を設置するエリアに関しましては、今のところそういったところという情報を得ておりません。ただし、引き続き我々丁寧に住民説明を行っておりますので、そうしたコミュニケーションの中で確認は進めたいと考えております。

[永幡委員]

ぜひ。特にバードウォッチングというのは、音が聞こえてしまうとそれ自体で嫌だとか、あるいは鳥が来なくなるとかいろいろ問題があるようですので、建てることによる地域の改変ではないかもしれないけれども、音によって実質的に改変されてしまう可能性があるのもので、そこは漏れなく調査するように方法書できちんと提案してください。

[事業者]

承知しました。ありがとうございます。

[齊藤会長]

その他に公開部分で想定区域ではないところで、質問等がございましたらお願いします。

[平井委員]

No.15に関わることでお聞きしたいのですけれども、累積的影響のところですが、関係する事業の情報というのをいろいろと収集しながら考えていくというふうに書かれているのですが、他の事業の進捗状況によって、風車がどこに建つかというのは変わったりするというイメージがあるのですが、なかなか緊密に情報交換をしないと正しい判断というのはできないのかなというような印象を持つのですが、周辺の事業者とそんなにコミュニケーションは取れるものでしょうか。

[事業者]

久慈山形風力発電合同会社の大崎が回答いたします。

基本的にはやはり競合他社となりますので、双方とも案件の詳細というものを常日頃から共有するというのはやはり難しいと承知しております。ただし、お互い環境影響評価というプロセスを進める中においては、情報のある程度の連携というのは可能かと考えております。今回、我々は配慮書を公開しましたので、今後の方法書に向けて、近隣の他社様と連絡を取って、情報を取るようにしたいと考えております。

[平井委員]

他の企業さんから御社の方に累積的影響が心配だからということで、風車の建つ場所が変更になったらすぐに連絡して欲しいと言ったら御社は対応するものでしょうか。

[事業者]

大崎が回答いたします。

なかなか難しいかなとは思うのですけども、それもお互いまずは前提議論をしてみてというところかなと考えております。

[平井委員]

興味本位で追加でお聞きしたいのですが、何で教えられないですかね。

[事業者]

大崎が回答いたします。

教えられないというのは、常日頃の先ほど私が申し上げたその案件情報という意味でしょうか、それとも配置が進んだ後の話でしょうか。

[平井委員]

風車が建つ場所が変更になったときに、知りたいというような企業にパッと情報提供するというのは、

やはり難しいものなのかなというお話であったと理解したので、なぜ難しいのだろうかっていうことです。

[事業者]

先ほどの御質問は、風車が被ったからうちの風車の位置を変えてくれというような意図かなと認識したので、難しいという回答になったのですけども。

[平井委員]

そういうことではないです。

[事業者]

すみません。私の認識不足でした。そういった情報のやり取りであれば、なんら断る理由はないかなと考えております。

[平井委員]

分かりました。どうもありがとうございます。

[齊藤会長]

他に御質問はありませんか。

[大河原委員]

No.13 について御回答をいただいておりますが、国土防災関係ということで、指定地若しくは区域内ということで、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、山地災害危険地区、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在するという事です。いわゆる砂防関係の防災関係のところでの何らかの指定されている部分がある意味フルセットであるような場所です。ピンポイントの指定地そのものでは計画しませんとは書いていますが、ここまでセットであると、さすがにこの地区の持っているポテンシャルと言いましょうか、崩れやすいのではないかと考えるわけです。その理由の1つとすると、地質について堆積物である砂岩や泥岩といった比較的崩れやすいと言われている地質構成からなっているから、このようないろいろな指定地にされているという状況です。こういった災害に繋がる可能性が高い区域であるところに今回設定しているが、それでも進めていくというお考えのようですが、再度御見解を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

[事業者]

久慈山形風力発電合同会社の大崎が回答いたします。

まず立地選定にあたっては、我々初期の選定においては、今出ている情報をベースに選定を行います。そうした観点から見ると、今回いろいろ御意見はあるかと思いますが、そういった指定区域を極力避けた範囲の風車設置エリアということで、まずは検討を進めると考えております。今回、主に指定が含まれるところは、風車を設置したり、新たにアクセス道路を作ったり、大規模の工事を行うところというよりも、風車とか、タワーとか、大型の機器を輸送するときに、一部道路を拡幅であったり、わずかで

も土地の改変をする可能性があるエリアをだいたひ広く事業実施想定区域ということで設定しているところで、含まれていると考えております。一方で、委員御指摘のそもそも周りにこういう状況がある時点で、土地の素養として脆いのではないかとということ、非常にありがたい参考となる御意見と認識しております。当然、今後我々も環境影響評価に基づく評価に加えて、実際に工事をやることになった場合、土壌調査とかそういったところを丁寧にやって、確認して進めてまいりたいと思いますので、そうした活動の中で、御指摘の問題についても丁寧に対応できると考えております。

[大河原委員]

配慮書 75 ページを御覧ください。考える場所がいろいろある地区だと思うのですが、ピンク色の一番左上に丸くて、下の方にひょうたん型みたいなものがあるのですが、花崗岩の貫入段階だと思います。要は前の真っ直ぐなものを切って、丸く出ている。後から岩体が入ってきたところで、こういったところは周りを掘り続けて、入ったばかりは固いのですが、そのあと、かなり脆弱化していくような地域です。そういう意味で言いますと、設置予定範囲の北端や南端やその周辺が地盤的に脆弱な可能性があるということを言っておきたいと思います。それに限らずとにかくここ自体がもともと固いものではないものでできている地域ですので、くれぐれもこの辺の改変がいいのではないかとという形で突っ込んでいくと、大怪我しないようにしないといけないということです。私の方からは、再三にわたって注意喚起みたいなことはあったよということはおっしゃいます。ガサッと崩れても知れませんよという話ですので、最初に言っておきたいと思います。なかなかここまでセットで指定地が入っているところでやるということはそうそうある話ではないので、よくよく考えたほうがいいということをおっしゃりたいと思います。

[事業者]

承知しました。ありがとうございました。

[齊藤会長]

その他ございますか。リモートの委員の皆さん想定区域のところ以外のところで何か御質問ありませんでしょうか。

それでは各委員から想定区域についての事前質問がかなり出ておりましたので、ここでその想定区域についての議論をしたいと思います。先ほど平井委員から累積的影響という話がございました。大河原委員からは防災の観点からも、ちょっとこの地域はどうだろうかというような御意見もございましたけれども、この想定地域につきまして私の方から、事前質問させていただきましたNo.2のところを再度確認させていただきたいと思います。この岩手県の県北久慈山形エリアというのは事業者様も御承知のとおり、かなりの風力発電の設置が行われているエリアです。平井委員の方からも累積的影響がかなり懸念されるという話もございました。事業者様の回答の方で確認したいのが、4)のところになりますけれども、地域の皆様から支援をいただいているということでこの久慈山形エリアを選定したという理由の1つにこのように書かれてありますが、この地域の皆様から支援をいただいたというのは、こういった形でそういった意見を聴取したのか教えていただきたいと思います。

[事業者]

久慈山形風力発電合同会社の大崎が回答いたします。

まず基本的に弊社は有望な立地をある程度机上でいろんな条件で選定した中で、最初に行うのが地元に入っていくというような活動を行います。当然、外から人間が急に入ってくるとやはり不安を与えてしまいますので、まずは行政に相談して、区長様、区長様から住民の皆さんというふうに、まずは支援と言うよりは大きな反対がないのかというところの確認から入ります。その後、丁寧にこういう計画があるかどうかというのを進めていく中で、徐々に地権者様であったり、地域の皆様と接する中で、支援と言うと少しオーバーかもしれませんが、風車が建てば林道が整備されたりとかそういうメリットもありますので、そういったところで期待するというようなお言葉をいただくことがあります。

[齊藤会長]

実際にいくつか、その近隣の地区の方々などから意見をいただけたということでしょうか。

[事業者]

はい。その理解で大丈夫です。

[齊藤会長]

その他ございますか。今のものに関連して御質問等あればお願いしたいですがよろしいでしょうか。

続けて私、No.1を事前質問しておりますので、ここも事業者様に確認させていただきたいと思います。事業者様の回答の中で、ちよくちよく出てくるのが、事業者回答の4行目にありますけども、回避困難な課題がなければそれらを優先し第一候補からはこのAサイトは外れるんだということが書いてありまして、その後、最後から2行目のところに、事業が成立しないというような文言が出てきております。他の方の質問のところの回答にもあるように、事業が成立しないという回答が散見されるのですけれども、一応確認させていただきますが、この場合は環境影響評価の審議する場ですので、事業者様の採算については、ここでは議論するものではないということは御理解ください。採算性がとれなくてもとれても、環境に配慮しているか環境保全の観点で事業がなされようとされているかということを審議する場ということは大丈夫でしょうか。

[事業者]

久慈山形風力発電合同会社の大崎が回答いたします。

御指摘の点ですけども、その認識でおります。一方、回答の中でも御説明差し上げているとおり、複数案について今回岩手県さんのガイドラインが出されて、我々それに則る形でどういうプロセスでこのサイトを選定したのか、複数の選定のところもきちんと説明するというような認識でおります。そこを説明するときに、事業性の部分を外しての説明がなかなか難しく、そこも当然こうした場で環境がメインというのは理解しているものの、それを外してしまうと逆に理解が難しいような回答になってしまうおそれもありますので、今回このような回答としております。よろしくお願いたします。

[齊藤会長]

今の回答を踏まえて、再度No.1のところを質問させていただきたいですけれども、総合的な評価をした表を見た限りサイトAとサイトCを比べた時に、サイトAの方が環境配慮にはいいのではないのかとい

うことを質問させていただきました。その中で、住宅までの距離というところがサイトAは非常に距離が短いということで、その距離というところが×になったという形で、総合的には悪くなるという認識かなと思っております。しかし、まだ設置する前の段階、青写真の段階ですので、その離隔を取るということは十分可能なことだろうと思っておりまして、その旨0.4kmよりも離隔を取ることが可能ではないかと質問したところ、0.2キロメートル付近というのは重要な地点だから削れないという回答があって、これはまさに採算性をとっての回答ではないかと私自身は理解しました。ですので、ここで環境保全の観点からいったら、そこを削ってでも削った段階でエリアを設定して、どっちがいいのかという議論ができないのかなというふうに、改めて質問させていただきます。

[事業者]

久慈山形風力発電合同会社の大崎が回答いたします。

おっしゃるとおり、今回この環境の委員会の場で評価いただく候補の中から、そういった意味でいうと、本来Aは外しておくべきだったかもしれません。当然事業が成立しないとそもそも事業になりませんので、複数案として入れるべきものが何なのかというときに、Aは今想定している設置範囲、お示しましたところに、風車がある程度置いて、何とか風が弱いので、採算性が先々成立する可能性があるかなというようなサイトになります。ですので、そのわずかなその部分で環境影響を見たときに削ったら事業性を取るというところでまた低下してしまったというところなんです。さっきの議論になってしまうのですが、それを最初からこういった場で審議するものから外せばよかったかと。でもそれでは情報として少なくなってしまうのでなかなかジレンマがあります。正直のところ。

[齊藤会長]

こういった事業をする際に、配慮書の段階というのは、原則事業エリアを複数案とることです。一方で複数案ではなくエリアを広めにとって絞っていくという手法をとられる場合も確かにあります。そういう意味で言いますと、複数案のエリアを出した中で選定していくというのは、事業者様が真摯に配慮書に対して取り組んだということは、私は理解できるんです。逆にそれを載せるのではなかったとなってしまうと、候補に入っていたけど、ここを出してはまずいよねというのを隠してしまうことにするるので、そういう意味では正直に出していただいたのは、私は本当にいいことだなと思っているのです。ただ、その中で、せっかく候補として環境保全の候補としてももう少しいいところがあるのに、なぜそこを絞るというような方向に話を持っていかないのか。それは事業者様にとって採算性というところは十分に分かります。でも、最初に確認しましたが、ここは環境保全を議論する場ですので、採算性を抜きに環境保全を中心に考えますというような考えに至らないかということをもう一度確認します。

[事業者]

久慈山形風力発電合同会社の大崎が回答いたします。

何度も同じような回答となり恐縮ですが、仮に今言ったところで、ある程度その事業者の採算性が大分落ちるものを環境面で今回きちんとした情報を提示するために入れたものを環境面だけ評価をした場合、おっしゃるとおり、プライオリティー1となる可能性は当然ございます。いずれにしてもそれで事業を進めていくことは難しいということになりますので、そうするとなかなか事業者としても、その案で今後投資を続けていくということがなかなか難しいという中で、同じような回答となり申し

訳ないですが、それが正直なところになります。

[齊藤会長]

正直な回答ありがとうございます。

[大河原委員]

実際のところ、事業的に採算はぎりぎりですか。

[事業者]

久慈山形風力発電合同会社の大崎が回答いたします。

発電事業ですので、発電した発電量ともしくは幾らで売れるかというところで収入が決まります。その収入に見合った初期投資であったりそういったもののバランスを取っていくことが重要になります。火力などの他の電源に比べて、風車の特徴としては風が風速の三乗で発電量が効いてくるという特性がございまして、このわずかでも風速が低いと発電量が大幅に変わってしまいます。そうした観点から、今回我々が第1候補として今審議いただいているC案とA案を比べたときに、そこで大分差がつくというところがあります。C案に関しても必ずしも現段階で必ず採算をとれるかというのは誰も確約できなくて、おそらくどんな事業でもそうだと思いますけれども、これからきちんと正確な風を測って風車も当然環境影響評価の中で一番発電量の多いところに必ずしも置くことはできないので、環境影響評価を進める中でここは置けなかったとなる。当初、例えば16基の想定が、環境影響評価を終えて極端な例で申しますと例えば半分の8基になってしまったとなると、それで採算が取れるのかというところ、16基12基8基で当然変わってきますし、そういうところを含めるとスタートラインからベースの発電量が低いとなかなかその先々事業性を担保するのが難しいというような事情がございまして。

[大河原委員]

当初の段階からも悩ましいと思いながらやっているというのはよく分かりました。

[齊藤会長]

この想定区域につきまして、他に御質問等ある委員がございましたらお願いいたします。リモートの委員もございませんか。それでは事務局の方から、本日欠席された委員の意見の方をお願いいたします。

[事務局]

本日欠席の前田委員より、資料1-3の事前質問・意見とそれに対する事業者回答を踏まえまして、意見を預かっておりますので、御紹介いたします。

「風力発電事業による環境問題の多くは事業地の場所に関係しています。それゆえ、立地を決める配慮書段階での熟慮が必要で、影響が予想される場所への建設を「回避」することが最優先の保全措置として求められています。このため、岩手県ではイヌワシの生息地を回避した立地選定が容易になるよう、ゾーニングマップを公表しています。マップは数十年に及ぶ調査で蓄積された知見に基づいて作成されており、事業者による1、2年の調査では把握できない過去からの生息地利用の実態が反映されたものになっています。当事業の候補が設定された地域は、そのほとんどがイヌワシの生息ゾーンに該当し

ており、最優先すべき回避が検討できる条件になっていません。回避措置を無視して低減措置を選定の理由にすることは認められません。したがって、当地域内に限定せず、より広い範囲から影響のない候補地を見つける作業をしなければなりません。事業目的に掲げるエネルギー自給率への貢献は、当地域以外に建設しても実現できます。今日、風力発電事業の評価を最も左右するのは立地です。保全配慮の観点から選定方法には細心の注意を払い、抜本的な見直し作業を行なって下さい。」

とのことでした。前田委員からの意見は以上です。

[齊藤会長]

はいありがとうございました。それでは、ただいまの前田委員からの意見に対して、事業者の方から何かコメント等ございましたらお願いいたします。

[事業者]

日本気象協会の小倉が回答いたします。

ただいま前田委員から御意見いただいた内容ですが、イヌワシの生息環境が重要であるといったところですか、立地の選定、特に回避を最優先に検討すべきといったところは非常に尤もなことだと認識してございます。イヌワシのゾーニングマップもまた過去からの蓄積というところで、重要なものと考えてございますが、一方で現在の状況というのは最も考慮すべき事態であるというところで認識してございますので、配慮書の区域選定の段階で専門家から補足して現在の状況をお伺いしながら、想定区域を検討した経緯がございます。加えて今後の方法書で具体的に調査手法、期間、頻度等を加えていくことになるかと思いますが、そちらの適切な調査方法でもって、現在のイヌワシ含めた猛禽類の生息状況をきちんと把握した上で、予測をしていくといったことで進めていこうと考えてございます。回答としては以上になります。

[齊藤会長]

ただいまの事業者の回答に対しまして、何か補足といたしますか、追加で委員の皆さんで御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

[永幡委員]

鳥類の全くの専門外なので教えていただきたいのですが、このイヌワシマップというのは数十年にわたって調査を蓄積してきたと。それは結局鳥にとって都合がいいところでも常にいるわけではない。まずそこは理解できるのですが、その時にたまたまある時期にいなかった場所というのは、もう二度と使わないだろうという発想で大丈夫ですか。結局先ほどの事業者さんの意見をかなり簡単にまとめるとそういう話になりますよね。今いないから開発していいということは、本当は鳥にとってはたまたま今の時期いないだけで、次に代替わりしていく中で、数が増えたときに本当だったらそこに家を作るつもりだった場所としてキープされている場所がなくなってしまいうってことは考えなくていいのかという話ですけども。

[事業者]

日本気象協会の小倉が回答いたします。

まず、イヌワシがたまたまいなくなつたからといって、今後使わなくなるとは言えないというのは、尤もなことです。古巣を数年ぶりに使うといったことは十分考えられることになります。他方で具体的なことはどこまで言っているのか分からないですが、イヌワシの現在の生息状況をお伺いしたときに、もはや環境がガラッと変わっていて、餌場としては使いようがないといったような変化を踏まえて、現在の状況があるといったところという情報をいただいております、そういったところも踏まえて、事業選定の参考にしているといった経緯がございますので、たまたま現在使われていないから大丈夫だろうといった判断はしていないという認識でございます。

[事業者]

久慈山形風力発電合同会社の大崎です。1点事業者から補足させてください。

おっしゃるとおり、今現在イヌワシがどうなのか先々どうなのかというところは、結局詰まるどころ、どういう確認をしたら一般的に客観的に大丈夫という判断ができるのかということにつきると思います。そこに関しては、今後方法書の中で意見を詰めながら、どういう調査をすれば一般的な専門家の皆さん含めて妥当な評価で、それで確認すればリスクは極力抑えることができるという評価をいただけるように方法書段階できちんと詰めたいというのが、事業者側の考えでございます。

[永幡委員]

分かりました。要するに方法書の段階できちんと何でそこが使っていないのかということの評価する方法も提案しますよという理解でよろしいですね。

[事業者]

はい。

[永幡委員]

はい分かりました。ありがとうございます。

[齊藤会長]

その他、御質問、御意見ございませんか。

[伊藤絹子委員]

今回の件についてですけれども、専門家の方の意見を伺っているという話だったと思いますけれども、何人ぐらいの、今後専門家の方の御意見を伺うのかという点と、それから、先ほどおっしゃったように、現在の状況の環境が結構変わっているところもあるということが、もし分かっているとしたら、その辺りの情報もきちんと書いていただければ、検討材料になるのかなと思いますので、ぜひ十分な検討をしていただきたいと思います。

[事業者]

日本気象協会小倉が回答いたします。

有識者は1名にお伺いしているといった状況になります。現在の植生状況ですが、図書に記載すると

いうところになると、なかなかどういったところを書くのがよいかというところは悩ましいところではありますが、どこまで公表できるのかといったところも踏まえて、方法書に記載できそうであれば記載します。そのあたりは、有識者と御相談させていただきながら、検討していこうかと考えています。

[伊藤絹子委員]

再生可能エネルギーということで、やはり重要な部分だと思いますので、環境保全との両立というのをぜひ実践していただきたいなと思いますので、そのあたりよろしくお願ひしたいと思います。

[齊藤会長]

その他に御質問、御意見ございますでしょうか

[高橋専門調査員]

先ほどのイヌワシの話だったのですが、おそらくその専門家の方は、今はいないので岩手県にいるイヌワシには影響はあまりないですよみたいなことをおっしゃったかと思うのですが、将来的にイヌワシがもしここに移住してきた場合に、影響があるかどうかとかそういう話は多分していないような気がします。県内のイヌワシ関係のアセスは、ほとんど今いるイヌワシに影響があるかというのを調べていると思うのですが、先ほどのお話からすると、今後もイヌワシが移住してこない場所ですということ調べておっしゃっていませんでしたか。そこは結構新しい話かなと思ったのですが、いかがでしょうか。

[事業者]

久慈山形風力発電合同会社の大崎が回答します。

先ほどの議論では、委員の方から質問があつて今はそれでも先々また来るかもしれないような議論の中で、我々としてはそこを予測するかしないかというよりは、今の段階において、環境影響評価においてどういう評価をすれば、広く一般的に皆様に納得いただけるかという観点で申し上げていますので、何かその新しいことを評価に入れるとかそういうわけではなく、今の評価の技術であつたり調査方法であつたり知見を含めたときに、現段階での評価でまずはいいだろうというような、そういった判断基準であればそれをとりますし、例えば将来的に学会だとか業界全体で、もう少しこういったことをやっついこうということになれば、我々は取り入れていくという意味でございます。

[高橋専門調査員]

やはり従来と同じような、岩手県内で行われているアセスと同じような考え方でやるということですよ。ということは、将来的にもしかしたらイヌワシが来るようなところかもしれないけども、今いなしから影響がないということでやるというようなスタンスでいいですよ。

[事業者]

そこについてはまた同じような答弁で恐縮ですが、専門家と地域の皆さんも含めて、全体のコンセンサスが得られる評価方法を方法書で提出して意見をいただくというようなところで回答を留めさせていただきます。

[高橋専門調査員]

了解です。

[齊藤会長]

他に御質問御意見ございますでしょうか。方法書の方でイヌワシの調査について具体的にお示しするということでしたので、今回、事業者様はサイトCというところを中心に考えていらっしゃると思いますが、イヌワシがいるかいないかという観点でいえば、これはもうどこのエリアでも同じような条件だと回答にも述べてありますので、サイトCに限らずもう少し広範囲に他の候補地を含めてイヌワシの現状調査をやっただけであればいいなと個人的に思います。

他にございますでしょうか。それでは他に質問がないようでしたら、非公開事項に該当する質疑がある場合は非公開の審議に移ります。

非公開に該当する質疑はございますでしょうか。非公開の審議がないと。ということでございます。

それではこれまで各委員から述べられた意見を審査会の意見とします。事務局はこれらの意見を踏まえ、本件配慮書に関する知事意見の作成をお願いいたします。

以上で本日の審議を終了します。事業者の皆さん、ありがとうございました。進行は事務局にお返しいたします。

[事務局]

齊藤会長、議事進行ありがとうございました。

議事は以上になりますので、事業者の方は退席されて構いません。お疲れ様でした。

5 その他

[事務局]

3のその他について、事務局から御報告いたします。

[事務局]

(資料No.2により、環境影響評価手続の実施状況等について説明しました。)

[事務局]

それでは、以上をもちまして本日の審査会を終了させていただきます。長時間お疲れ様でした。ありがとうございました